**開発行為に伴う公共施設の帰属について**

年　月　日

奥州市長　様

開発者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連絡先

都市計画法第39条及び第40条の規定に基づき、下記の開発行為に伴い設置された公共施設及び公共施設の用に供する土地を奥州市に帰属します。

記

１　開発許可等の番号

２　工事完了公告年月日

３　帰属する公共施設の種類

４　帰属する公共施設の内容

５　公共施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び地積

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　　　　　在 | 地　番 | 地　目 | 地　積 |
| 奥州市水沢区佐倉河字東広町 | 62-9 | 公衆用道路 | 313.00　㎡ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

備考１　申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　帰属する公共施設の種類には、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設の別を記載すること。

３　帰属する公共施設の内容には、公共施設及び附属施設の延長、規格等を記載すること。